

平成二十九年人事院規則一六九

人事院規則一六九(職員)の公益社団法人
福島相双復興推進機構への派遣
人事院は、福島復興再生特別措置法(平成二十
四年法律第二十五号)に基づき、職員の公益社団
法人福島相双復興推進機構への派遣に関し次の人
事院規則を制定する。

(趣旨)

第一条 この規則は、福島復興再生特別措置法
(平成二十四年法律第二十五号)に規定する職
員の公益社団法人福島相双復興推進機構(平成
二十七年八月十二日に一般社団法人福島相双復
興準備機構という名称で設立された法人をい
う。以下「機構」という。)への派遣に関し必
要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、「特定業務」、「任命
権者」又は「派遣職員」とは、それぞれ福島復
興再生特別措置法第四十八条の二第一項又は第
四十八条の三第七項に規定する特定業務、任命
権者又は派遣職員をいう。

第三条 福島復興再生特別措置法第四十八条の三
第一項の規定による派遣の場合における同法第
四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員
は、次に掲げる職員とする。

- 一 条件付採用期間中の職員
- 二 勤務延長職員
- 三 休職者
- 四 停職者
- 五 派遣法第二条第一項の規定により派遣され
ている職員
- 六 官民人事交流法第八条第二項に規定する交
流派遣職員
- 七 法科大学院派遣法第四条第三項又は第十一
条第一項の規定により派遣されている職員
- 八 福島復興再生特別措置法第八十九条の三第
一項の規定により派遣されている職員
- 九 令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一
項の規定により派遣されている職員
- 十 令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第
一項の規定により派遣されている職員
- 十一 判事補及び検事の弁護士職務経験に関す
る法律(平成十六年法律第二百一十一号)第二
条第四項の規定により弁護士となつてその職
務を行う職員
- 十二 規則八一二(職員の任免)第四十二条
第二項の規定により任期を定めて採用された
職員その他任期を限られた職員

(任命権者)

第四条 福島復興再生特別措置法第四十八条の三
第一項の規定による派遣の場合における同法第
四十八条の二第一項の任命権者には、併任に係
る官職の任命権者は含まれないものとする。
(派遣の要請)

第五条 機構は、福島復興再生特別措置法第四
八条の二第一項の規定に基づき職員の派遣を要
請しようとするときは、当該派遣を必要とする
事由及び次に掲げる当該派遣に関して希望する
条件を記載した書類を任命権者に提出するもの
とする。

一 派遣に係る職員に必要な専門的な知識経
験等

二 派遣に係る職員の機構における地位及び業
務内容

三 派遣の期間

四 派遣に係る職員の機構における勤務時間、
特定業務に係る報酬等(報酬、賃金、給料、
俸給、手当、賞与その他いかなる名称である
かを問わず、特定業務の対価として受ける全
てのものをいう。以下同じ。)その他の勤務
条件

五 前各号に掲げるもののほか、機構が必要と
認める条件

(派遣に係る取決め)

第六条 福島復興再生特別措置法第四十八条の三
第三項の人事院規則で定める事項は、次に掲げ
る事項とする。

一 福島復興再生特別措置法第四十八条の三第
一項の規定により派遣される職員(以下この
条において「派遣予定職員」という。)の機
構における職務に係る倫理その他の服務に関
する事項

二 派遣予定職員の機構における福利厚生に関
する事項

三 派遣予定職員の機構における特定業務の従
事の状態の連絡に関する事項

四 派遣予定職員に係る派遣の期間の変更その
他の取決めの内容の変更に関する事項

五 派遣予定職員に係る取決めに疑義が生じた
場合及び当該取決めを定めない事項が生じ
た場合の取扱いに関する事項

第七条 派遣職員は、派遣された時に占めていた
官職又はその派遣の期間中に異動した官職を保
有するものとする。ただし、併任に係る官職に
ついてはこの限りではない。

2 前項の規定は、当該官職を他の職員をもって
補充することを妨げるものではない。

(派遣職員の職務への復帰)

第八条 福島復興再生特別措置法第四十八条の四
第二項の人事院規則で定める場合は、次に掲げ
る場合とする。

一 派遣職員が機構における地位を失つた場合

二 派遣職員が法第七十八条第二号又は第三号
に該当することとなつた場合

三 派遣職員が法第七十九条各号のいずれかに
該当することとなつた場合又は水難、火災そ
の他の災害により生死不明若しくは所在不明
となつた場合

四 派遣職員が法第八十二条第一項各号のい
ずれかに該当することとなつた場合

五 派遣職員の派遣が当該派遣に係る取決め
に反することとなつた場合

(派遣に係る人事異動通知書の交付)

第九条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員
に対して、規則八一二第五十八条の規定によ
る人事異動通知書を交付しなければならない。

一 福島復興再生特別措置法第四十八条の三第
一項の規定により職員を派遣した場合

二 派遣職員に係る派遣の期間を延長した場合

三 派遣の期間の満了により派遣職員が職務に
復帰した場合

四 派遣職員を職務に復帰させた場合

五 派遣職員を給与(派遣職員の給与)

(派遣職員の給与)

第十条 派遣職員には、機構から受ける特定業務
に係る報酬等(通勤手当、特殊勤務手当、超過
勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び
管理職員特別勤務手当(以下この項において
「通勤手当等」という。)に相当するものを除
く。以下この条において「派遣先報酬等」とい
う。)の年額が、派遣職員に係る派遣の期間の
初日の前日における給与の額を基礎とし、給与
法第八条第六項の規定により標準号俸数(同条
第七項に規定する人事院規則で定める基準にお
いて当該職員に係る標準となる号俸数をいう。)
を昇給するものとして算定した給与(通勤手当
等を除く。)の年額(当該年額が部内の他の職
員との均衡を著しく失すると認められる場合に
あっては、人事院の定めるところにより算定し
た額。以下この条において「派遣前給与の年
額」という。)に満たない場合であつて、機構
において特定業務が円滑かつ効果的に行われる
ことを確保するため特に必要があると認められ

るときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手
当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手
当、住居手当及び期末手当(以下この条におい
て「俸給等」という。)のそれぞれ百分の百以
内を支給することができる。

2 派遣職員がその派遣の期間中に前項に規定す
る場合に該当することとなつた場合において
も、当該該当することとなつた日以後の当該派
遣の期間中、俸給等のそれぞれ百分の百以内を
支給することができる。

3 前二項の規定により支給される俸給等の支給
割合を決定するに当たつては、決定された支給
割合により支給されることとなる俸給等の年額
が、派遣前給与の年額から派遣先報酬等の年額
を減じた額を超えてはならない。

4 俸給等の支給及び支給割合は、派遣職員に係
る派遣の期間の初日(第二項の規定により俸給
等を支給されることとなつた場合)にあつては、
当該支給されることとなつた日)から起算して
一年ごとに見直すものとし、俸給等の年額が派
遣前給与の年額から派遣先報酬等の年額を減じ
た額を超える場合その他特に必要があると認め
られる場合には、第一項及び前項の規定の例に
より、俸給等の支給割合を変更し、又は俸給等
を支給しないものとする。

5 俸給等の支給及び支給割合は、前項に規定す
る場合のほか、派遣先報酬等の額又は俸給等の
額の変動があつた場合において、俸給等の年額
が派遣前給与の年額から派遣先報酬等の年額を
減じた額を超えるときその他特に必要があると
認められるときは、第一項及び第三項の規定の
例により、俸給等の支給割合を変更し、又は俸
給等を支給しないものとする。

6 前項の規定により俸給等の支給割合を変更し
た場合における第四項の規定の適用について
は、「派遣職員に係る派遣の期間の初日(第二
項の規定により俸給等を支給されることとなつ
た場合)にあつては、当該支給されることとなつ
た日」とあるのは、「派遣先報酬等の額又は俸
給等の額の変動があつた日」とする。

(派遣職員の職務復帰時における給与の取扱い)

第十一条 派遣職員が職務に復帰した場合におい
て、部内の他の職員との均衡上特に必要がある
と認められるときは、規則九一八(初任給、昇
格、昇給等の基準)第二十条の規定にかかわら
ず、人事院の定めるところにより、その職務に
応じた職務の級に昇格させることができる。

第十二条 派遣職員が職務に復帰した場合において、部内他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その派遣の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日（規則九―八第三十四条に規定する昇給日をいう。以下この項において同じ。）又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

2 派遣職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には部内他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事院と協議して、その者の号俸を調整することができる。

（報告）

第十三条 派遣職員は、任命権者から求められたときは、機構における勤務条件及び業務の遂行の状況について報告しなければならない。

2 任命権者は、人事院の定めるところにより、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度内において福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定により派遣されている期間のある職員の派遣の期間並びに機構における地位、業務内容及び特定業務に係る報酬等の月額等の状況並びに同項の規定による派遣から当該年度内に職務に復帰した職員の当該復帰後の処遇等に関する状況について、人事院に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年二月一日人事院規則

一―七一）抄

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和元年五月二三日人事院規則

一―七三）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年四月一日人事院規則一

―六九―一）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年六月二二日人事院規則

一―七五）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年二月二八日人事院規則一―七六）抄

1（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年九月一日人事院規則一

―七七）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年六月二四日人事院規則

一―八一）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年七月一日人事院規則一

―六九―二）

この規則は、公布の日から施行する。